

広告物規制地区の対象区域

岐阜市芥見町屋 1 丁目の一部、祇園 1 丁目の一部、芥見海戸山の一部、岩田西 1、2、3 丁目の一部、日野北 1、2、3、4、5、6、7 丁目の一部、日野西 1、2、3 丁目の一部、日野の一部、四屋町、若松町の一部、柳生町の一部、柳町の一部、御杉町、忠節町 1、2、3、3 丁目南町、4 丁目、真砂町 1 丁目の一部、永田町の一部、平河町、北野町の一部、天神町の一部、不動町、西野町 1、2、3 丁目の一部、早田大通り 1 丁目の一部、山吹町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、早田町 1 丁目、2 丁目の一部、津島町 1、2、3、4、5、6 丁目の一部、岩倉町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、早田東町 1 丁目、2 丁目、3 丁目の一部、4 丁目、5 丁目、6 丁目の一部、早田の一部、長良福光の一部、長良丘 1 丁目、2 丁目、長良の一部、長良法久寺町の一部、長良金碧町の一部、長良大前町 1、2 丁目の一部、長良宮口町 3 丁目の一部、雄総桜町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目の一部、雄総柳町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、雄総緑町 1 丁目、2 丁目、3 丁目の一部、4 丁目、5 丁目、6 丁目の一部、中川原 1 丁目、2 丁目の一部、3 丁目の一部、4 丁目、5 丁目、長良志段見の一部、長良古津の一部、大蔵台の一部、向加野 1 丁目の一部であって長良川両岸の堤防道路の天端から 200m 以内の地域（下記に示す区域）

記

